

「ISO/IEC17025 認証取得支援業務」提案募集要領

1 業務の名称

ISO/IEC17025 認証取得支援業務

2 業務の目的

本業務は、群馬県林業試験場が ISO/IEC17025 認証を取得するために必要な事務的作業、校正作業及び申請手続等の支援を行い、契約期間内に ISO/IEC17025 認証取得申請を行うことを目的とする。

3 業務の内容

別紙「ISO/IEC17025 認証取得支援業務仕様書」のとおり

4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

6 契約上限額

金 3,190,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。ただし、年度完了ごと進捗状況により支払請求を行う。

※採用された事業者に対しては、採用された提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積書提出を依頼することがある。

7 応募資格

以下の要件をすべて満たしていること。

- ・委託契約における受託者として契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること
- ・国税及び地方税等を滞納している者でないこと
- ・事業執行にあたり、経理処理や事業遂行、その報告等を適切に行う事務的管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- ・破産手続開始決定を受け復権していない者でないこと
- ・銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

8 事業説明会

事業説明会は実施しない。

9 スケジュール

- (1) 実施公告
令和7年4月24日(木)
- (2) 参加申込期限
令和7年5月2日(金)午後5時
- (3) 質問受付期限
令和7年5月2日(金)午後5時
- (4) 企画提案書の提出期限
令和7年5月23日(金)午後5時
- (5) 審査
令和7年5月26日(月)～5月28日(水)
- (6) 優先交渉者決定
令和7年5月28日(水)を予定

10 参加申込受付

本公募への参加を希望する事業者は、下記により参加申込みを行うこと。

- (1) 申込期限
令和7年5月2日(金)午後5時
- (2) 申込様式
別紙(様式1)「参加申込書」による
- (3) 申込方法
電子メールにより、下記「16 問い合わせ先」に提出し、提出後は電話にて受信の確認を行うこと。

11 質問受付

次のとおり、本公募への参加を予定する事業者から質問を受け付けるものとする。

- (1) 質問受付期間
令和7年5月2日(金)午後5時まで
- (2) 質問様式
別紙(様式2)「質問書」による
- (3) 質問方法
電子メールにより、下記「16 問い合わせ先」に提出し、提出後は電話にて受信の確認を行うこと。
- (4) その他
質問書受付から原則3日以内(土・日曜日・祝日を除く)に、電子メールにより回答する。

12 応募手続き等

下記の書類を電子データにて提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 別紙(様式3)「提案書」に基づき作成する。
 - ・団体・会社の概要
 - ・業務実績(ISO/IEC17025 関連の支援、育成の実績等)
 - ・支援業務計画及び実施体制
 - ・経費額

- ② 提案事業の見積書（任意様式）宛名は「群馬県林業試験場長」とし、積算内訳は、仕様書に記載されている経費を項目別に算出し、消費税及び地方消費税額を明記する。
- ③ 会社概要（パンフレット、Web サイト等応募事業者の概要が分かる資料）
- ④ 法人登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの。本社所在地等が確認できる書類。コピー可）・・・※1
- ⑤ 直近の決算書・・・※1
- ⑥ 誓約書（別紙様式4。群馬県暴力団排除条例第7条関係）・・・※1
- ⑦ 消費税の「課税事業者届出書」又は「免税事業者届出書」（別紙様式5） 令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間において、消費税法上の課税事業者にあたる場合は課税事業者届出書を、免税事業者にあたる場合は免税事業者届出書を提出する。
※1：「令和6・7年度物品等購入契約資格者名簿」掲載者は提出不要。

(2) 提出期限・提出先・提出方法

【提出期限】 令和7年5月23日（金）午後5時

【提出方法】 PDF ファイルを電子メールにより提出する

【提出先】 〒370-3503 群馬県北群馬郡榛東村大字新井 2935

群馬県林業試験場木材係 工藤、芳士戸

電話：027-373-2300

電子メール：rinshi(アットマーク) pref.gunma.lg.jp ※「(アットマーク)」を@に置換えること。

(3) 応募書類の取扱い

- ・提出された応募書類・電子データは返却しない。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。

(4) その他注意事項

- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とする。
- ・提出された応募書類は、事業者の選定のためのみ使用し、機密保持には十分配慮する。ただし、事業者として採択された場合は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）、「群馬県情報公開条例」（平成12年6月14日条例第83号）により、不開示情報及び非開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報の公開の対象となる。
- ・提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更できない。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨書面にて提出すること。

1.3 審査

(1) 審査方針

提案の審査・選定は、審査基準に基づいて選定委員会が行い、最優秀提案者を決定する。選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(2) 審査方法

提案書の内容を審査する。審査は書類審査のみとし、事業者からのプレゼンテーションは実施しない。ただし、審査する上で必要が生じた場合に、ヒアリング等を実施することがある。

(3) 優先交渉者の選定方法

審査結果に基づき、評価点の合計が最高点の事業者を優先交渉者として選定し、速やかに書面にて全応募者に結果を通知する。

(4) 選定基準

案事業については、概ね以下の選定基準に基づき審査を行う。

- ・業務実績（ISO/IEC17025 認証取得の支援、内部監査委員育成の実績等）
- ・業務目的の理解に関すること（本業務の目的及び仕様書の内容に関する理解）
- ・支援業務計画及び実施体制に関すること（支援業務計画、支援の体制と内容、及び実現性と具体性）
- ・経費額に関すること（積算の妥当性）
- ・総合評価（全体的な整合性）

1 4 契約

- ・上記「1 3 審査」において選定された事業者を委託契約候補者とする。
- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県林業試験場との交渉で決定する。
- ・優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた事業者と交渉する場合がある。
- ・委託により作成された成果物に関する全ての権利は、群馬県林業試験場に帰属する。

1 5 その他

- ・本公募の参加に係る手続、提出書類で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。
- ・提出書類に不備があった場合は失格とし、審査の対象としない。
- ・適正な経理が行われていることを確認するため、中間検査及び完了検査、事業終了後の事務監査等を行う場合がある。なお、本事業に関する証拠書類は、事業終了後5年間保存することとする。
- ・受託者が契約に違反したとき、または、履行が不完全であったときは、契約を解除することがある。この場合においても、受託者の損害を補償することはない。

1 6 問い合わせ先

〒370-3503 群馬県北群馬郡榛東村大字新井 2935

群馬県林業試験場木材係 工藤、芳土戸

電話：027-373-2300

電子メール：rinshi(アットマーク) pref.gunma.lg.jp ※「(アットマーク)」を@に置き換えること。